

虐待防止のための指針

1. 聖ヨゼフ医療福祉センターにおける虐待防止に関する考え方

虐待は、障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のための必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するためには、日ごろから権利侵害を見過ごさないようにし、センター全体で虐待の芽を摘んでいくことが重要である。

当センターでは、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為にあたることを認識し、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の禁止、予防および早期発見を徹底し、職員ひとりひとりが業務に当たれるよう本指針を作成する。

2. 虐待の定義

- (1)「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)「障害者虐待」とは①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- (3)障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに分類される。

3. 虐待の類型

- (1)身体的虐待：暴力や体罰によって障害者の体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、正当な理由なく身動きのとれない状態にすること。
- (2)心理的虐待：障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶反応など障害者に著しい心理的外傷を与える言動をいうこと。
- (3)性的虐待：障害者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。
- (4)経済的虐待：本人の同意なしに(あるいはだますなどして)障害者の財産や年齢、賃金などを使ったり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。または障害者に理由なく金銭を与えないこと。
- (5)放棄・放任：食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。また、養護者以外の同居人や他の利用者、他の労働者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、に気づきながら放置することもこれにあたる。

4. 虐待防止委員会その他センター内の組織

障害者虐待防止法第15条により障害者虐待の防止のための措置を講じる責務を有することから、センター内に「虐待防止委員会」を設置する。

虐待防止委員会は奇数月の第3火曜日16時40分から実施する。

(1) 虐待防止委員会の構成員

- 委員長：院長(管理者)
- 委員：事務部長
- 委員：診療部長
- 委員：看護療育部長
- 委員：各サービス管理責任者
- 委員：各児童発達支援管理責任者
- 委員：相談課主任
- 委員：相談支援専門員
- 委員：リハビリテーション科科長または主任

(2) 委員会の役割

① 虐待防止のための体制作り

- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備
- ・虐待防止のための指針、マニュアル、行動規範等について職員への周知
- ・成年後見人制度の利用支援

② 虐待の防止および早期発見に向けた取り組み

- ・研修計画の策定(新採用オリエンテーション4月・全職員対象の研修会を年1回以上実施)
- ・全職員を対象とした「職業性ストレス簡易検査」を年1回実施する。
- ・自己チェックリストの活用。

③ 虐待(不適切な対応事例)発生時の対応

- ・マニュアルに沿って、当該職員、当該部署、その他関係者への聞き取り調査の実施、安全カメラの確認等、内部検証を行うとともに、京都市の所掌部署に報告を行う。
- ・緊急性が高い事案の場合は、京都市および警察等へ通報を行い、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。
- ・虐待の原因分析と再発防止策の立案。

④ 苦情相談の内容把握と解決

- ・虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が受け付けた内容を管理者に報告し、虐待防止委員会でマニュアルに沿って、当該職員、当該部署、その他関係者への聞き取り調査の実施、安全カメラの確認等、内部検証を行う。
- ・個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ・対応の結果は相談者に報告し、状況に応じて京都市へ報告を行う。

(4) 指針の閲覧

本指針は、当センターで使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧できるようにする

ほか、利用者およびご家族等が自由に閲覧できるように施設内およびホームページに掲示する。

平成 25 年 6 月 25 日 作成

令和 6 年 8 月 1 日 改定